

平成27年第1回東浦町議会定例会議案等概要（追加分）

報 告（専決処分）

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

（1）公用車運転時の過失による物損事故及び人身事故

事故発生年月日	概 要	町の損害賠償額
平成27年2月12日（木）	午後3時55分頃、大府病院駐車場において、職員が駐車していた公用車を後進させたところ、進行方向の左側から直進してきた乙が運転する自動二輪車と接触した。その際、当該二輪車が転倒し、当該二輪車のミラー等に損傷を与え、乙が左脛 ^{すね} を負傷した。	物損事故 62,724円 （過失割合90%） 人身事故 43,920円 （過失割合100%）

（2）道路の管理瑕疵による物損事故について

事故発生年月日	概 要	町の損害賠償額
平成25年12月19日（木）	午前11時15分頃、被害者が車で町道生路106号線を西から東へ走行し、町道石浜327号線との交差点を左折しようとしたところ、当該車両の左前輪が、町が管理する道路の路肩の陥没部分に落下し、当該車両のバンパー等に損傷を与えた。	90,882円 （過失割合51%）